

旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程（平成23年旭医大達第99号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(Child Abuse Prevention Systemチーム)</p> <p>第7条 児童虐待対応委員会にChild Abuse Prevention Systemチーム（以下「CAPSチーム」という。）を置く。</p> <p>2 CAPSチームは第4条第1項各号に掲げる委員のうち、第1号、第6号、第7号及び第9号の委員により組織する。<u>なお、委員長が必要と認めた事案においては、CAPSチームは、自らの判断により当該事案に対応するために必要な職員を加えることができる。</u></p> <p>3 CAPSチームは、診察医より虐待の疑いがある旨の連絡を受けた場合には、虐待対応の可否について検討を行うものとする。</p> <p>4 前項における検討結果は、すみやかに委員長に報告を行うものとする。</p> <p>5 第3項における検討の結果、緊急かつ迅速な行動が必要と判断した場合、委員長は病院長に報告するとともに、児童相談所等へ通告を行うものとする。この場合において委員長は、通告内容を委員会へ報告するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(Child Abuse Prevention Systemチーム)</p> <p>第7条 児童虐待対応委員会にChild Abuse Prevention Systemチーム（以下「CAPSチーム」という。）を置く。</p> <p>2 CAPSチームは第4条第1項各号に掲げる委員のうち、第1号、第6号、第7号及び第9号の委員により組織する。</p> <p>3 CAPSチームは、診察医より虐待の疑いがある旨の連絡を受けた場合には、虐待対応の可否について検討を行うものとする。</p> <p>4 前項における検討結果は、すみやかに委員長に報告を行うものとする。</p> <p>5 第3項における検討の結果、緊急かつ迅速な行動が必要と判断した場合、委員長は病院長に報告するとともに、児童相談所等へ通告を行うものとする。この場合において委員長は、通告内容を委員会へ報告するものとする。</p>

附 則

この規程は、令和4年5月9日から施行する。

**【改正理由】**

Child Abuse Prevention Systemチームの構成員を見直し、必要に応じて精神保健福祉士等の出席を可能とすることで、幅広い事案に適切に対応できるようにするものである。